



情報モラル教育とネットトラブル

～適切な対応のために～

北海道立教育研究所附属情報処理教育センター

(平成23年度資料)



情報モラル教育とネットトラブル

はじめに

北海道立教育研究所附属情報処理教育センターでは、講座における講義や演習を通して、「情報モラル教育」の重要性や取組方法等について研修を進めております。

受講者の方々が所属する学校での「情報モラル教育」の現状について調査したところ、

- ・切実な危機感が学校にはない。
 - ・教師自身が指導する知識をもっていない。
 - ・禁止教育中心になっている。
 - ・年に1回の指導にとどまっている。
 - ・学習指導要領を読んで必要には感じているが、取り組んでいない。
- などが回答の中に見られました。

「情報モラル」については、学習指導要領において、「児童生徒が身に付けること」として示されています。また文部科学省による「教育の情報化に関する手引」や「教育の情報化ビジョン」の中においても、「情報化が急速に進む社会において、学校・地域・家庭及び関係機関が連携し、情報化の光と影の影響の両面を十分に理解した上で、『情報モラル』に取り組むことが重要」とされています。

このことから、当センターでは、全道の先生方に広く「情報モラル教育」の必要性や取組方法等を知っていただくために、資料を作成しました。

また、学校が「ネットトラブル」に巻き込まれた児童生徒のために迅速に対応した事例を踏まえ、「ネットトラブル」の対応についての資料も合わせて作成しました。

本資料を参考に、学校における「情報モラル教育」を推進するとともに、「教育の情報化」への理解を深めていただければと思います。

平成23年12月

(本資料の構成)

○第1部 情報モラル教育の推進

- 1 調査結果に見る情報モラルの現状
- 2 情報モラルを指導するために
- 3 学校全体で取り組む情報モラル教育
- 4 情報モラル教育の年間指導計画の整備
- 5 授業における「情報モラル教育」の在り方
- 6 まとめ(情報モラル教育を推進するために)

○第2部 児童生徒のネットトラブルに対する学校の対応

- 1 メールによるいじめ
- 2 迷惑メールやなりすましメール等の対応
- 3 チェーンメールの被害を防ぐための指導のポイント
- 4 迷惑メール等の転送先
- 5 掲示板、SNS、ブログ、プロフ等における「ネット上のいじめ」
- 6 掲示板等の管理者への削除依頼方法
- 7 掲示板等での被害を防ぐための指導のポイント
- 8 ネットトラブルの対応
- 9 緊急性を伴うネットトラブルへの対応
- 10 まとめ(被害を防止するために)

○用語集

○情報モラル：参考となるサイト





第1部 情報モラル教育の推進



1 調査結果に見る情報モラルの現状①

平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (北海道)

(いじめの態様)

小学校	①	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	75.2%
	②	仲間はずれ、集団による無視をされる	19.8%
	③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	16.2%
	④	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	4.3%
	⑤	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	3.2%
	⑥	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	1.3%
	⑦	その他	1.1%
	⑧	金品をたかられる	0.3%
中学校	①	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	79.0%
	②	仲間はずれ、集団による無視をされる	17.1%
	③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	11.0%
	④	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	5.4%
	⑤	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	4.2%
	⑥	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	3.7%
	⑦	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	2.1%
	⑧	その他	0.9%
高等学校	①	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	74.8%
	②	仲間はずれ、集団による無視をされる	17.6%
	③	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	13.4%
	④	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	10.4%
	⑤	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	4.4%
	⑥	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	4.2%
	⑦	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	1.1%
	⑧	その他	0.9%
高等学校	⑨	金品をたかられる	0.8%

「いじめの態様」における「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷やいやなことをされる」と回答した児童生徒の割合は

	全 国	北海道
小学校	1.1%	0.3%
中学校	7.5%	4.2%
高等学校	18.9%	13.4%

です。

北海道は全国の平均に比べて低い割合ですが、学齢が上がるにつれて、携帯電話の所持率が高くなり、「いじめの態様」における「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」と回答した児童生徒の割合が上がる傾向にあります。

また、このことから、インターネットの世界で子どもたちが誹謗・中傷をしたりされたりしているという事実を見ることができます。

数値の割合が高い低いではなく、各校種とも、学校教育活動全体を通じて「情報モラル」について指導していくことが大切です。

「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について (平成23年8月 文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1309331.htm

「平成22年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (北海道)」結果について (平成23年8月 北海道教育委員会)

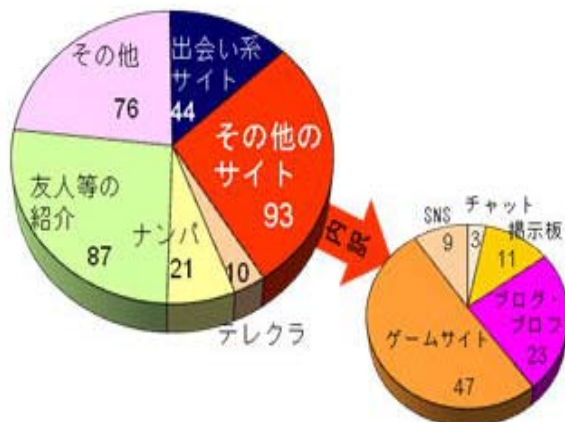
http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/mondaikodo_chosa.htm

1 調査結果に見る情報モラルの現状②

平成22年度福祉犯被害に関する調査（平成22年2月 北海道警察）から見えること

（参照：北海道警察 <http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/syounen/fukusihan-kekka-h21/chosa-kekka.html>）

「被疑者と知り合ったいきさつ」



○出会い系サイトへのアクセス経験
→175人中59人

○出会い系サイトによって知り合い
交信経験があり、実際に相手と会った
→ 少年47人中39人

子どもの携帯電話チェックの有無

【保護者回答】

項目	回答数
子どもの了解を受けチェックしている	2
子どもの了解にかかわらずチェックしている	8
チェックしない・チェックできない	113
携帯電話を子どもに持たせていない	10
計	133

チェックしない・チェックできない理由 【保護者回答】

項目	回答数 (複数回答)
子どもを信頼していた	36
プライバシーを尊重していた	32
子どもが了解してくれなかった	5
了解しないと思い最初から断念していた	46
その他	10
計	129

- ・出会い系サイトよりも、ゲームサイトや、ブログ、ブログ、SNSなどの非出会い系サイトと呼ばれるサイトでの被害が増えてきています。
- ・犯罪にあった子どもたちの多くは「フィルタリングを設定していない」と回答しています。
- ・「子どもの携帯電話チェックの有無」の表は、被害を受けた子どもの保護者からアンケートをとったものです。この表から保護者の携帯電話のチェックは必要だということがわかります。

この調査から、子どもを守る大人、親として、現状を見つめ、情報モラルの指導を積極的に取り組んでいかなければなりません。学校では、子どもたちに情報モラルについて指導し、そして保護者に対して、その重要性を伝えていく必要があります。

平成22年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」〔速報値〕（平成23年3月現在）における「大項目D情報モラルなどを指導する能力」で「わりとできる」「ややできる」と回答した北海道の教員の割合（参照：文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1287351.htm）

全校種	19位	71.8%（前年度69.0%）	※1位	三重県	88.5%
小学校	16位	76.4%（前年度70.8%）	※1位	三重県	89.3%
中学校	10位	74.1%（前年度73.1%）	※1位	三重県	86.1%
高等学校	39位	64.1%（前年度65.4%）	※1位	愛媛県	96.4%

「指導できる」と回答している教員の割合は昨年度に比べ増加していますが、まだ指導が充分ではありません。教職員が情報モラルに関する指導の内容と方法について研究会や研修会に参加し、そこで得た知識や技術を他の教職員に還元するなどし、情報モラルについて理解を深め、校内、家庭、地域に広めていかなければなりません。



2 情報モラルを指導するために

指導者として…

現状の理解

- 情報社会の様々な特性を理解する。
- ・複製物が容易に作成でき、劣化しにくい。
 - ・大量の情報が瞬時に流通する。
 - ・ネットワークは人が利用している。

取組

- ・ウェブサイトの危険性の理解と現状の把握
- ・教職員間での情報社会の光と影に関する情報の共有
- ・関係法規の周知と理解

現状の認識

- 子どもたちの情報環境を認識する。
- ・ICTはコミュニケーションの道具の一つである。
 - ・親の介在しないコミュニケーションが普及している。
 - ・日常的にICTを活用している。

取組

- ・学校非公式サイト、ゲームサイトの掲示板、プロフィール、ブログ、出会い系サイト、アダルトサイト等のウェブサイトの存在と内容の把握
 - ・児童生徒が事件に巻き込まれた事例の把握と対応に関する教職員間での情報の共有
 - ・自校の児童生徒の携帯電話やゲーム機器、及びパソコンを通じたインターネットの利用実態の把握
- 



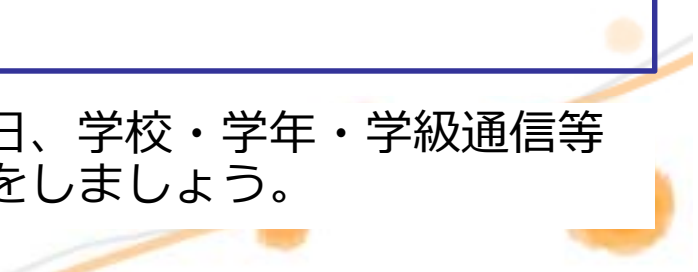
3 学校全体で取り組む情報モラル教育

学校全体で情報モラル教育の重要性を理解

学校において…

- 各教科・各領域等の目標及び内容と連動
- 情報通信端末等を利用した情報モラル教育の実施
- 従来の授業の中に情報モラルの視点を取り入れた学習活動の展開
- 各教科等における指導のタイミングの適切な設定
- 繰り返しの指導

「情報モラル」の内容や取組を、PTAの会議や参観日、学校・学年・学級通信等を利用して知らせるなど、保護者の関心を高める努力をしましょう。



4 情報モラル教育年間指導計画の整備

- ・各教科・各領域等との関連を図った計画を立てます。
- ・年間を通した継続的な指導をします。

①自校の年間指導計画の内容と情報モラル指導モデルカリキュラム表（※1）を見比べながら情報モラル教育年間指導計画を作成し、内容の系統化、体系化を図ります。

（↓小学校3年生年間指導計画 「国語」を例に…）

3年生年間指導計画 国語 9月「言葉を見直す」（教育出版）
（目標）話し方や聞き方、表情や態度などについて考え、言葉とそれ以外のことによる気持ちの伝わり方について知る。
（学習活動）
○いろいろな気持ちを込めて言い合い、言葉に込められた意味（気持ち）を考える。
○気持ちの伝え方（伝わり方）を確かめ、どのようにすれば相手の気持ちを傷つけずに自分の意志を伝えられるのかを知る。
○聞き方を変えることで、相手の話しやすさがどう変わるかについて考える。
○気持ちの伝え方や聞き方、言葉以外の表情・態度などについて考える。

情報社会の倫理	1 a	発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ
	a1-1	約束や決まりを守る
	b	情報に関する自分や他者の権利を尊重する
		a2-1 相手への影響を考えて行動する

（↑情報モラル指導モデルカリキュラムの一部を抜粋）

（例）小学校		1年	2年	3年
情報社会の倫理	a1-1 約束や決まりを守る	国「知らせたいことを かきましよう」(〇月) 道「(礼儀、節度、正直、誠実、明朗)」等	b1-1 人の作ったものを大切にすることをもつ 国「知らせたいことを 話そう」 図「見て、見て、おはなし」 生「おもちゃ大会」	a2-1 相手への影響を考えて行動する 道「礼儀、節度、思いやり…」 国「言葉を見直す」(9月) b2-1 自分の情報や他人の情報を大切にする 国「宝物をしようかいしよう」(〇月)
	法の理解と遵守			c2-1 情報の発信や情報やりとりする場合のルール・マナーを知り、守る 国「宝物をしようかいしよう」(〇月) 国「方法をえらんでしようかいしよう」(〇月)

- あらかじめ情報モラル教育の5つの項目（・情報社会の倫理 ・法の理解と遵守 ・安全の知恵 ・情報セキュリティ ・公共的なネットワーク社会の構築）を縦軸に、学年を横軸にした情報モラル教育年間指導計画表を作成します。
- 自校の年間指導計画の学習内容と指導モデルカリキュラム表とを見比べ、一致した教科、単元、内容等を書き込みます。
（全教職員で、分担して取り組みます。）
- 指導計画作成に当たって、次の3点を注意します。
 - ・各教科等の目標及び内容に即したものとなっているかを考えます。
 - ・日常的な各教科等の授業の中で、指導できる内容を考えます。
 - ・I C Tを活用する各教科等の授業において、効果的に情報モラルを指導する場面を考えます。

- ②近隣の同種校と情報モラル教育の年間指導計画について協議します。
- ③実施時期と指導内容を確認し、地域での標準化を図ります。
- ④他校種と情報モラル教育の内容等について意見交流します。
- ⑤他校種の状況を知り、見直しを図ります。

※1「情報モラル指導モデルカリキュラム」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/09/07/1296869.pdf



5 授業における情報モラル教育の在り方

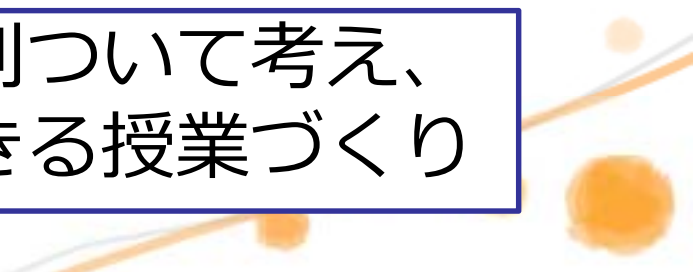
授業では…

考えさせる学習活動

- ・ 児童生徒が討論して学習内容や課題を設定します。
- ・ 実際にインターネットで調べたり、擬似的な操作体験をする学習活動を設定します。
- ・ 一方的に知識や対処法を教えるのではなく、児童生徒が自ら考える活動を設定します。



他の人との関わりや個人の権利について考え、
情報モラルの重要性を実感できる授業づくり



6 まとめ（情報モラル教育を推進するために）

学校全体として取り組む

- ・ 系統的、体系的な情報モラル教育の年間指導計画の作成と実施
- ・ 発達段階に応じた継続的指導
- ・ 教職員や保護者、地域の方も含めた情報モラルに関する知恵と心を磨く研修活動

指導内容と場面とを関連付けて指導する

- ・ 各教科指導、特別活動、総合的な学習の時間、道徳など指導すべき内容とタイミングの設定

指導方法を工夫し実感を持たせる

- ・ 児童生徒が情報モラルの重要性を実感できる学習活動を工夫

保護者と協力し合い、連携する

- ・ 家庭でのルールづくりや話し合いなどのための支援
- ・ フィルタリングの必要性の理解
（親の目とソフトウェアによるフィルタリング）

日常のモラルの大切さを指導する

- ・ ネットワーク上における他の人を思いやる心の育成



第2部 児童生徒のネットトラブル に対する学校の対応





1 メールによるいじめ

- 特定の子どもに繰り返し「誹謗・中傷メール」を送信するいじめ
 - ・個人で複数のメールアドレスを利用したり、何人かでメールを送信し続けるいじめのことです。
 - ※メールを受け取る本人は、誰からのメールか判らず、不安になります。
 - 「なりすましメール」による誹謗・中傷の内容を送信するいじめ
 - ・第三者になりすましてメールを送るいじめのことです。
 - ※なりすますことができるサイトから簡単にメールが送信できます。
受信者がメールを信用してしまい、トラブルを起こしてしまうことがあります。
 - 「チェーンメール」による誹謗・中傷の内容を送信するいじめ
 - ・同じ文面を複数の人物に送信させることを目的としたメールを利用して、そのメールから誹謗・中傷が広まり、いじめのことです。
- 



2 迷惑メールやなりすましメール等の対応

迷惑メールやなりすましメールの対応として…

- 各携帯電話会社の「迷惑メール受信拒否サービス」を利用し、なりすましメールや迷惑メールを防ぐことができることを、あらゆる機会を通じて、児童生徒及び保護者に周知します。
- 日ごろから、「なりすましメール、迷惑メールの発信等の行為は、発信者を限定することが簡単にできる。」ことを児童生徒に理解させる指導を行います。
(※警察の捜査では、履歴から実際の発信元を特定することができます。)
- 児童生徒及び保護者から、なりすましメールや迷惑メール等が届く等の相談を受けた場合、そのメールの履歴（書き込み内容、日時、送信元メールアドレス）の保存をお願いします。早い対応が可能になります。
- メールの内容によっては教育委員会や警察のサイバー犯罪相談窓口などへの連絡・相談を促します。
- 加害者が、実は他の者からメールによるいじめや嫌がらせを受けていたということもあることから、自分への加害者が判明しても、その対応には十分な配慮が必要です。



3 チェーンメールの被害を防ぐための指導のポイント

- ①携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、不可能であること。
- ②チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ③チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となってしまうこと。
- ④チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- ⑤チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等に対して、こちらから連絡をしないこと。
- ⑥チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスには、絶対にアクセスしないこと。（出会い系サイトやアダルト系サイトなど、高額な料金を請求されるなどの危険なサイトにつながる場合がある。）

（ 参照：文部科学省「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf ）

4 迷惑メール等の転送先

指導の途中で、児童生徒に迷惑メールやチェーンメールが届き、本人が不安を解消できない場合があります。その場合は、ここで紹介する転送先を利用し、そのメールを転送してください。



北海道立教育研究所附属情報処理教育センターでは、特にメールについて、個々の児童生徒による理解の度合いを考慮し、チェーンメールに対する不安感を取り除く指導をしてもらうため、困ったメールを送信してもよい情セン「めいわくメールシュレッダー」を設置しました。

以下のメールアドレスに、困ったメールを転送するよう、指導にお役立てください。

chainmail01@hokkaido-c.ed.jp	chainmail02@hokkaido-c.ed.jp
chainmail03@hokkaido-c.ed.jp	chainmail04@hokkaido-c.ed.jp
chainmail05@hokkaido-c.ed.jp	chainmail06@hokkaido-c.ed.jp
chainmail07@hokkaido-c.ed.jp	chainmail08@hokkaido-c.ed.jp
chainmail09@hokkaido-c.ed.jp	chainmail10@hokkaido-c.ed.jp

- どのアドレスに送信しても、完全にメールを削除します。
- 誰からどんなメールが送信されたかは一切公表しません。(件数や概要は個人情報を削除した上で公表することがあります。)

情セン「めいわくメールシュレッダー」の使い方や、チェーンメールの指導でお困りのことがあれば、附属情報処理教育センターまでご相談ください。(電話 011-386-4524、メール ippec@hokkaido-c.ed.jp まで)

下記のサイトでも迷惑メール等の転送先を紹介しています。

- ・財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センター
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>



5 掲示板、SNS、ブログ、プロフ等における「ネット上のいじめ」

- 掲示板、SNS、ブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みによるいじめ
 - ・インターネット上の掲示板、ウェブログ（ブログ）、プロフィールサイト（プロフ）に、特定の児童生徒の誹謗・中傷を書き込むことで、いじめにつながります。
- 掲示板、SNS、ブログ、プロフ等への個人情報 を無断で掲載するいじめ
 - ・インターネット上の掲示板、ウェブログ（ブログ）、プロフィールサイト（プロフ）に、本人に無断で、実名や個人を特定できる表現を用いて、電話番号や写真等を掲載することで、「迷惑メール」が届いたり、誹謗・中傷の書き込みをされるなどのいじめにつながります。
- なりすまして掲示板、SNS、ブログ、プロフ等を利用するいじめ
 - ・特定の人物になりすまして、インターネット上の掲示板、ウェブログ（ブログ）、プロフィールサイト（プロフ）に個人情報を掲載し、不特定多数の閲覧者に電話やメール等を発信させることで、被害を受けさせるいじめにつながります。



6 掲示板等の管理者への削除依頼方法

- ①書き込み内容（書かれてある掲示板等のURL、スレッド名、日付、書かれてある内容、書き込みNo. など）を確認し、その内容及びページを保存（印刷または画面のキャプチャー）します。
- ②問題のある掲示板等のホームページを表示後、その運営規約等を読み、削除依頼方法が掲載されていないかを確認します。掲載されている場合はその内容に従います。
- ③運営規約等がない場合、ホームページの「管理者へのメール」「お問い合わせ」「削除方法」等の記載を確認します。
- ④そのサイトの削除方法に従って管理者に依頼を行います。
- ⑤削除依頼をする際には、個人のパソコンやメールアドレスを使用せずに、学校等のパソコンのメールアドレスから行います。またメールを送る際には依頼人の個人情報（名前、住所、所属等）を記載せずに送信してください。
- ⑥削除依頼文も掲示板に掲載される可能性がありますので、違反内容や削除理由を具体的に書く場合、当該児童生徒の氏名を書かないようにしてください。
- ⑦削除依頼しても削除されない場合、送信した削除依頼メールに不備がなかったかを確認します。不備があった場合は、訂正・追加し、再送信します。
- ⑧それでも削除されない場合は、掲示板を提供しているプロバイダやその掲示板の運営に関わる企業等へ連絡します。また、警察、法務局・地方法務局に相談窓口が設置されている場合もあることから、対応方法を検討します。
- ⑨問題のあった掲示板等サイトでの削除を確認後、検索サイトに問題のあるページが検索結果として出ないように依頼をします。検索サイトごとに依頼方法が異なるので確認し、その方法に従います。
- ⑩学校の対応や状況については、当該児童生徒及び保護者に進捗状況を説明し、不安感を取り除くよう配慮します。



7 掲示板等での被害を防ぐための指導のポイント

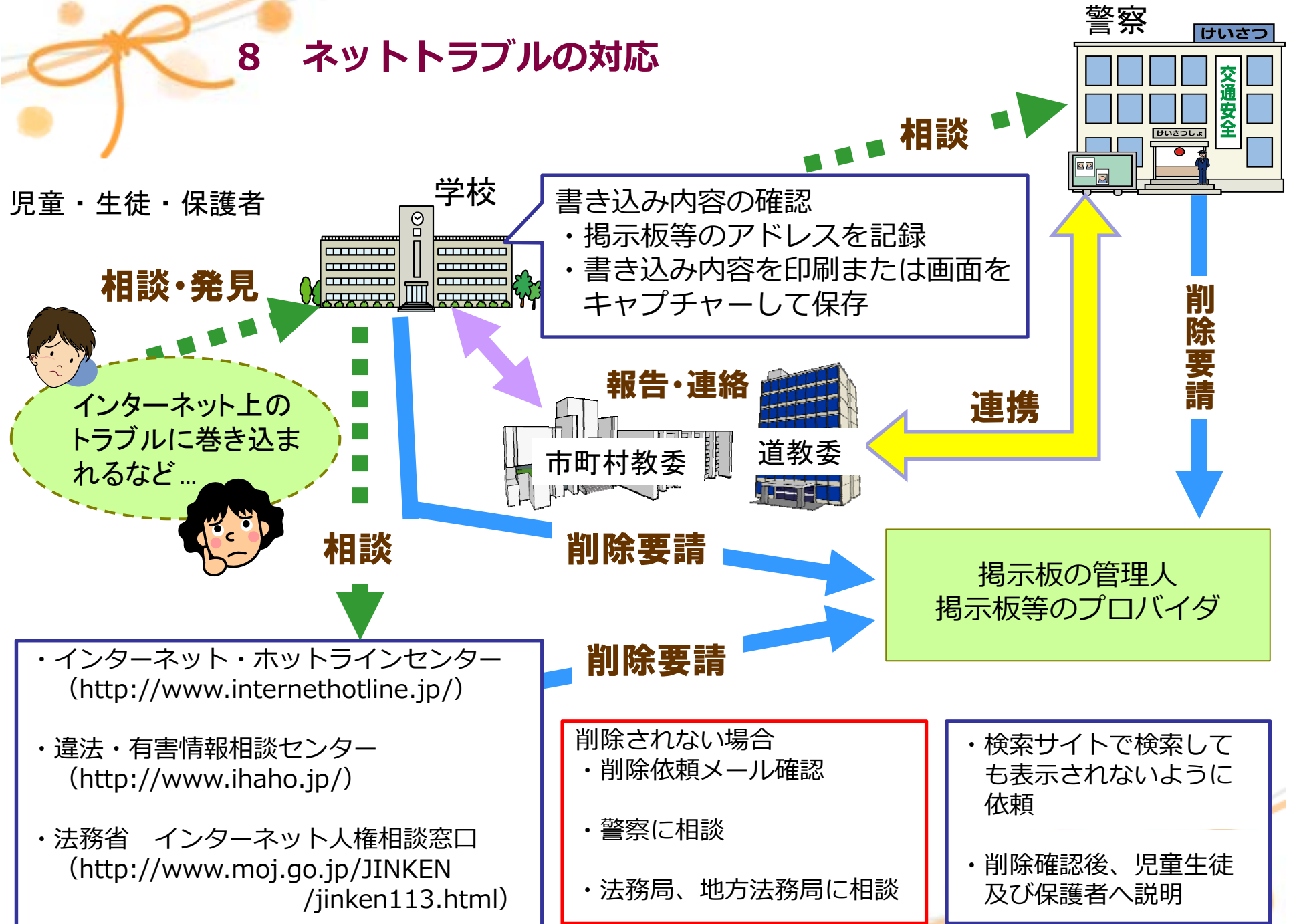
- ①掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ②掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人は特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

（ 引用：文部科学省「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf ）



8 ネットトラブルの対応





9 緊急性を伴うネットトラブルへの対応

インターネット上における緊急性を伴うトラブル等が相談・発見されたら…

- ①緊急対応組織を編成（校長、教頭、関係職員）
- ②トラブルとなっている書き込み内容の確認・記録・保存
 - メール、掲示板等の確認、印刷または画面のキャプチャー保存
 - メール、掲示板等のアドレス記録、保存
- ③教育委員会に報告、場合によっては警察に通報
- ④対策本部を設置（校長、教頭、教職員、P T A関係等）
- ⑤当該児童生徒または関係する可能性のある児童生徒等への対応
 - 関係保護者への連絡
 - 当該児童生徒へのケア（観察、指導、面談等含）
 - スクールカウンセラーの要請
 - 指導方針の明確化、保護者への説明
 - 場合によって、全校や学年・学級等で状況説明、指導

※事件性が伴う場合の安全対策

 - 授業や学校行事実施等の可否の判断
 - 教職員への連絡の実施
 - 児童生徒及び保護者への連絡の実施
 - 校区及び関係地域への連絡の実施 等
- ⑥P T A・関係機関との連携
- ⑦再発防止のための指導方針の明確化



10 まとめ（被害を防止するために）

出会い系サイト、違法・有害
情報サイトへアクセスしない

見ない、書き込まない、
絶対に会わない

安易に個人情報を書き込まない

SNS、ブログ、プロフ、リアル、
ツイッター、動画サイトなどに
注意する

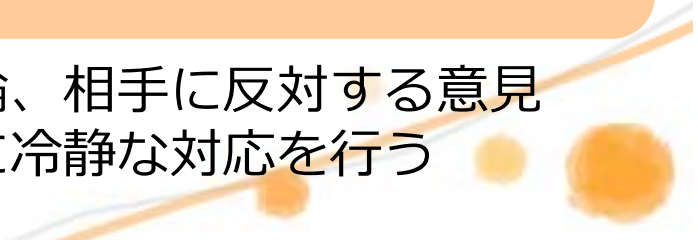
ネット上のルールとマナーを守る
無用なトラブルから身を守る

トラブルが発生する発言、
写真の掲載は行わない

名誉毀損、侮辱、脅迫、業務
妨害に問われる可能性がある

発言や書き込みに際しては、
もう一度自分の書いた文章を
読み返す

熱い議論、相手に反対する意見
等は特に冷静な対応を行う





用語集 1

本資料をお読みになる際の参考にしてください。

○情報モラル

新しい小学校学習指導要領解説総則編と中学校学習指導要領解説総則編、及び高等学校学習指導要領解説総則編、特別支援学校学習指導要領解説総則等編において、情報モラルとは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と述べられています。また、具体的な情報モラルとして次の3点が示されています。

- 1 他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと。
- 2 危険回避など情報を正しく安全に利用できること。
- 3 コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること。

○情報モラル教育

「情報モラル教育」とは、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度に関する教育のことで、情報社会に生きる全ての人々が情報モラルを身に付ける必要があります。

「情報モラル教育」では、情報社会やネットワークの特性とその危険を知ることのみがねらいではなく、ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築けるよう、自分自身で正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせることが重要です。

○BBS (Bulletin Board System)

電子掲示板のことで、単に「掲示板」や「板」とも呼ばれることがあります。書き込まれた記事に対してレス（返信やコメントなど）を書き込むことができるBBSが多く存在します。

○SNS (Social Networking Service)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、インターネットによるコミュニケーションを目的としており、多くのSNSでは認証が必要となります。

○URL (Uniform Resource Locator)

インターネットにおけるアドレスの表示方法のことです。

○ウェブ (Web) ページ

一般に「ホームページ」と言われている文書のことを指します。

現在では、情報を送信したり、ブラウザの画面でプログラムを実行したりできるようになっており、ウェブ (Web) ページ上での情報共有のためのシステムは大きく発展しています。

○オンラインゲーム

ネットワークを利用してオンライン上で同時に同じゲームを行うことができるものです。ゲームだけではなく、チャット等への書き込みを行うことで、コミュニケーションを行うことができるものもあります。

○キャプチャー

コンピュータの画面を画像として保存することができる機能のことです。

○口コミサイト

インターネット上で様々な物事の評判を情報交換するためのウェブサイトのことで、利用者が自由に書き込むことができます。

○検索サイト

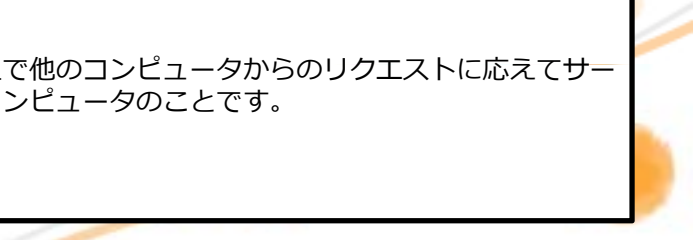
インターネット上の情報を検索するサービスを提供しているサイトのことで、

○コンテンツ

情報の内容のことです。例えば、DVDビデオのコンテンツは、DVDに記録された動画データのことで、物理的なディスクではなく、そこに記録された情報を意味します。

○サーバ

ネットワーク上で他のコンピュータからのリクエストに応じてサービスを提供するコンピュータのことです。



用語集 2

○サイト

サービスを提供するサーバを意味します。例えば、ウェブサイトと言え、ホームページを提供するサーバのことを意味しますが、単にサイトとも表記されます。

○スレッド

電子掲示板等で、内容のまとまりごとの固まりを意味します。新たにスレッドを作成する際には、「スレッドを立てる」と表現します。

○チェーンメール

複数の人物に対して同一内容のメールを転送するよう促す電子メールのことを指します。受信者を不安にさせるもの、人の善意を利用して嘘の情報を流すもの、広告宣伝のリンクをつけたもの、人やお店、病院などの悪口を周囲に広げようとするものなどがあります。

○なりすまし

インターネットや携帯電話で他人のユーザIDやパスワードを利用し、他人になりすますことです。なりすましでアクセスした場合、不正アクセスとなり、処罰の対象となります。

○なりすましメール

第三者になりすまして送られてくるメールのことです。入手した他人のIDやパスワードを利用する場合や、メール自体を細工してなりすます場合もあります。また、なりすましメールを作成できるサイトも存在しています。

○認証

本人であることを確認することです。SNSのような会員制のサイトの場合、ユーザIDやパスワードによる認証が必要なことが多いです。

○フィルタリング

インターネット上のウェブサイト等を、一定の基準に基づき表示してよいものと表示禁止のものに分け、不必要なページにはアクセスできなくする機能のことです。

○ブラウザ

ネットワークを介して、ホームページなどを閲覧するためのソフトウェアのことです。

○ブログ

ウェブログ（Web Log）の略称です。特別なソフトウェアや知識が不要で、パソコンや携帯電話から日記形式で手軽に書き込むことができるホームページのことを指します。

○プロバイダ

インターネット接続サービスを提供する会社のことです。

○プロフ（自己紹介サイト）

プロフィールサイト（Profile Site）の略称で、写真等とともに自己の住んでいるところや趣味、血液型などを、自分のページにそういった情報を掲載できるようになっています。誰でも簡単に無料で開設できるプロフが数多く存在しており、簡単な質問に答えていくだけで、プロフを開設できるようになっているところがあります。

○メディア

媒体のことです。例えば、DVDビデオのメディアと言え、ビデオを記録した媒体、つまりDVDディスクそのものを意味します。

○リアル

リアルタイムプロフやリアルタイムブログの略称です。現在の様子や行動を実況する簡単な日記のようなものです。リアタイと略される場合もあります。

○リンク

インターネットのページで、そのページにある言葉や画像に関連付けた情報のあるページへ簡単に行けるようにした仕組みのことです。

○ログ

サーバに残された記録のことを意味します。例えば、ホームページを閲覧しただけでも、サーバには閲覧したユーザのIPアドレス（コンピュータを特定できるアドレス）や、その時刻とURL等が記録されます。

情報モラル教育：参考となるサイト

資料名	URL	機関等
○「教育の情報化」に関わって		
教育の情報化に関する手引	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm	文部科学省
教育の情報化ビジョン	http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/04/1305484.htm	文部科学省
○「情報モラル教育」に関わって		
やってみよう情報モラル教育	http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/	文部科学省（平成18・19年度文部科学省委託事業研究）
情報モラル研修教材「5分でわかる情報モラル」	http://www.nctd.go.jp/5min_moral/index.html	文部科学省（平成19年度文部科学省委託事業研究）
情報モラル指導者養成ハンドブック	http://www.cec.or.jp/monbu/21j_moral_data.html	財団法人コンピュータ教育開発センター（平成21年度文部科学省委託事業）
情報モラル授業サポートセンター	http://www.nctd.go.jp/support/index.html	文部科学省委託研究事業
情報モラル教育実践ガイダンス	http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/guidance.pdf	国立教育政策研究所
「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302909.htm	文部科学省
インターネットトラブル事例集	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/jireishu.html	総務省
国民のための情報セキュリティサイト	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.htm	総務省
○著作権に関わって		
著作権に関する教材、資料等	http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html	文化庁
著作権に関する資料	http://www.cric.or.jp/	社団法人著作権情報センター



情報教育に関するお問い合わせ、ご相談等は、

北海道立教育研究所附属情報処理教育センターまで…

北海道立教育研究所附属情報処理教育センター

【電話】 011-386-4524(直通)

【URL】 <http://www.ipec.hokkaido-c.ed.jp/>

